

長	期
---	---

群 生 企 第 7 2 号
令 和 6 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 本 部 長

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準について（通達）

警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の公表については、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準について（平成23年7月20日付け群生企第434号通達。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、所用の見直しを行ったことから、同日付けで本通達の運用を開始することとしたので、行政処分の公表を適切に実施されたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 公表の対象となる行政処分

公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去３年以内に指示を受け、又は過去５年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

(1) 警備業法（昭和４７年法律第１１７号）

- ア 認定の取消し（第８条）
- イ 指示（第４８条）
- ウ 営業停止命令（第４９条第１項）
- エ 営業廃止命令（同条第２項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成１８年法律第６０号）

- ア 指示（第１４条）
- イ 営業停止命令（第１５条第１項）
- ウ 営業廃止命令（同条第２項）

2 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 認定の番号又は届出書の受理番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分内容
- (5) 処分年月日
- (6) 処分理由及び根拠法令

3 公表を行う公安委員会及び公表の方法

- (1) 公表は、公表対象処分を行った群馬県公安委員会が行うこととするが、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する群馬県公安委員会以外の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合には、営業停止命令を行った公安委員会に加えて、当該業者の主たる営業所の所在地を管轄する群馬県公安委員会も公表を行うこととする。
- (2) 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。
 - ア 警察本部生活安全部生活安全企画課への別記様式の備付け
 - イ 群馬県公安委員会又は群馬県警察のホームページへの別記様式の内容の掲載
- (3) 公表対象処分を行った群馬県公安委員会は、他に公表を行う公安委員会がある場合には、当該公安委員会に対し、別記様式の写しを送付するものとする。

4 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別記様式省略